

新潟県柏崎市特別支援学校児童生徒就学費補助金交付要綱

制定 平成 9 年 5 月 6 日

改正 平成 16 年 6 月 22 日

平成 19 年 3 月 29 日

平成 19 年 6 月 29 日

平成 24 年 3 月 27 日

平成 29 年 3 月 28 日

平成 31 年 2 月 19 日

令和 4 年 3 月 29 日

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校へ就学する児童生徒の保護者等に対し、就学費の一部について補助を行い、もって就学上の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において保護者等とは、当該児童生徒の父母若しくは現にその児童生徒を扶養している者又はその児童生徒をいう。

(補助対象者及び補助額)

第4条 補助対象者は、特別支援学校へ就学する幼稚部、小学部、中学部及び高等学部(専攻課を除く。)の児童生徒の保護者等で柏崎市に住所を有する者とする。ただし、就学のため柏崎市に単身で住所を有する児童生徒は、補助の対象から除くものとする。

2 補助する額は別表に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、年度の途中で入学する等、就学期間が異なる児童生徒にあつては、月割計算により交付するものとする。

3 前項ただし書の場合においては、在籍日数がその月の日数の過半数に満たない月は切り捨て、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金を受けようとする者は、市長が別に指定する日までに特別支援学校児童生徒就学費補助金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

（その他の事項）

第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 9 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

就学区分	補助額（年額）
幼稚部	4 0 , 0 0 0 円
小学部	4 0 , 0 0 0 円
中学部	4 0 , 0 0 0 円
高等学部	2 5 , 0 0 0 円